

令和 8 年 4 月 1 日
神戸市行財政局契約監理課

労務費ダンピング調査の実施について（お知らせ）

令和 7 年 1 2 月 2 3 日付「入契法改正への対応について（お知らせ）」のとおり、労務費ダンピング調査を以下のとおり実施いたします。

労務費ダンピング調査

1. 概要

国交省のガイドラインに基づき、落札候補者が入札時に提出した内訳書に記載されている直接工事費の金額が、本市設計額の一定水準を下回る場合、書面にて理由の確認を行い、合理的な理由がない場合は、建設 G メン（建設業法 40 条の 4 に基づく調査を行う者）に通報することになります。

2. 対象

工事請負契約一般競争入札において低入札価格調査の対象となった案件

3. 一定水準

本市設計金額の直接工事費 $\times 0.97$

（この金額を下回る場合、理由書の提出が必要となります）

4. 調査の流れ

別紙のとおり

5. 開始日

令和 8 年 4 月以降公告案件より

6. その他

今後、調査対象者の拡大を検討中です。決まり次第お知らせいたします。

【参考資料】

・「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」（令和 7 年 12 月 国土交通省）

労務費ダンピング調査の流れ

